

各町内会長 様

福島市町内会連合会 会長 佐藤 守

【緊急通知】 町内会活動における保険適用外事例について

日頃より地域活動にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

今般、町内会活動中の物損事故について、加入中の町内会活動総合補償制度の適用除外となる事例が発生しましたのでお知らせします。

今後、下記に記載する作業を行う場合は、当該保険の対象とはなりませんのでご注意願います。

なお、今年度より保険会社が変わったことによる影響ではなく、下記保険の適用条件に該当する場合は、いずれの保険会社であっても同様となります。

記

1 発生事故の概要

状 況：町内会活動としての除草作業中に会員所有の『乗用式草刈機』を使用。

結 果：作業中の飛び石により、近隣施設の窓ガラスを破損。

保険申請：町内会活動保険を申請しましたが、「車両」による事故は補償対象外との判定が下りました。

※保険上の車両とは、機器の推進に原動力を使用するもの全般

2 草刈り等の作業における保険適用条件の確認

保険適用は、裏面『補償対象 早見表』のとおりとなります。

3 車両を使用する場合の保険に関して

原動力が付いている車両を使用する作業は『町内会活動総合補償制度』の対象外です。

万が一、事故を起こしてしまった場合、車両事故に対応するためには、必ず使用する車両が自動車保険に加入する必要があります。事前に自動車保険の加入状況をご確認ください。

万が一、保険未加入の場合、事故に伴う損害は町内会が賠償責任を負うことになりますのでご注意ください。

なお、自動車保険の加入については、各町内会で保険会社当へご相談願います。

※リース車両の場合は、賠償保険の加入についても、リース会社へご確認願います。

【担当】 福島市町内会連合会事務局（福島市政策調整部地域共創課） 阿部

電話：024-525-3731 メール：katsudo@mail.city.fukushima.fukushima.jp

まずはこれをチェック!

町内会活動の 補償対象 早見表

本資料は、福島市町内会連合会が加入する損害補償に関する参考資料として、連合会が作成したものです。判断に迷う場合は必ずご連絡をお願いします。

○ 補償対象

(保険が適用されます)

原動力が専ら人力のものや、手持ちの機械などは対象です。

草むしり (手作業)	草刈り鎌	肩掛け式 草刈機(刈払機)	エンジンブローワー
高枝チェーンソー (手持ち)	チェーンソー (手持ち)	手押し芝刈機	ほうき・熊手・ちりと
リヤカー	ごみ袋の運搬 (手運び・リヤカー)	清掃活動 (道路・公園など)	花植え・水やり

※上記は一例です。判断に迷う場合は、事前にお問い合わせください。

よくあるケース

軽トラで資材を運搬



× 対象外

肩掛け式草刈機で
作業中の飛び石



○ 対象

乗用草刈機での
作業中の飛び石



× 対象外

除雪機で
駐車中の車に傷



× 対象外

イベント会場へ
車で荷物を搬入



× 対象外

会場設営
(テント・やぐら組立て)



○ 対象

公園の清掃活動



○ 対象

花植え活動



○ 対象



- 注意!**
- ・エンジンが付いている = 一概に「補償対象外」というわけではありません。
 - ・車両 (乗用草刈機・軽トラ・除雪機など) に該当するものは補償対象外です。
 - ・判断に迷う場合は、作業前に必ずご確認ください。



判断に迷う場合は、作業前に

福島市町内会連合会、または取扱代理店へご相談ください。

お問い合わせ先

福島市町内会連合会
(福島市地域共創課 525-3731)
または取扱代理店まで

※本誌掲載のイラストの一部は画像生成AIによって作成されたイメージです。実在の人物・団体・特定の製品等とは関係ありません。

× 補償対象外

(保険が適用されません)

車両 (原動力が専ら人力でないもの) の使用は対象外です。

乗用式草刈機 (乗って操作するもの)	ラジコン式草刈機 (遠隔操作のもの)	除雪機
軽トラ	ショベルカー (ユンボ)	その他の車両・重機類 (例: トラクター・ダンプ・フォークリフト等)



車両を使用する作業は町内会活動保険の対象外です。

万が一、事故を起こしてしまった場合は、事故を起こしてしまった車両の保険などでの対応となります。必ず、「車両所有者が加入している保険」または「行事の際に町内会で加入する車両保険」の詳細を事前に確認してください。

